

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、その引き上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）については社会保障施策に要する経費に充当する旨地方税法に明記されました。本表はその引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を以下のとおり示すものです。

（歳入）

- ・市町村交付金（社会保障財源化分）442,273千円
参考：地方消費税交付金総額 799,728千円（内一般財源化分 357,455千円）

（歳出）

- ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,548,345千円

【内訳】

地方単独事業 3,413,720千円、国庫補助事業 792,116千円、
投資的経費 2,504千円、公債費 199,057千円、共済費負担金 122,648千円

[引当項目一覧] ※社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の内地方単独事業分 （単位：千円）

費目	経費	財源内訳			一般財源のうち 事務職員人件 費等	事務職員人件 費等を除いた 一般財源	うち消費税交 付金引き上げ 分の額
		特定財源		一般財源			
		国庫支出金	その他				
総合福祉	37,848	20		37,828		37,828	4,901
うち 社会保障施策に要する経費	37,848	20		37,828		37,828	4,901
医療	2,297,912	294,355	212,144	1,791,413		1,791,413	232,091
うち 社会保障施策に要する経費	2,297,912	294,355	212,144	1,791,413		1,791,413	232,091
介護・高齢者福祉	1,096,654		107,354	989,300		989,300	128,171
うち 社会保障施策に要する経費	1,096,654		107,354	989,300		989,300	128,171
子ども・子育て	602,321	15,409	38,796	548,116		548,116	71,013
うち 社会保障施策に要する経費	602,321	15,409	38,796	548,116		548,116	71,013
障がい者福祉	7,449	630		6,819		6,819	883
うち 社会保障施策に要する経費	7,449	630		6,819		6,819	883
就労促進				0		0	0
うち 社会保障施策に要する経費				0		0	0
貧困・格差対策等	58,928	18,632	52	40,244		40,244	5,214
うち 社会保障施策に要する経費	58,928	18,632	52	40,244		40,244	5,214
合 計	4,101,112	329,046	358,346	3,413,720	0	3,413,720	442,273
うち 社会保障施策に要する経費	4,101,112	329,046	358,346	3,413,720	0	3,413,720	442,273

※本表は令和4度大田市決算統計に基づく「社会保障施策に要する経費」に関する調査において計算した社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費のうち、地方単独事業分に対して市町村交付金（社会保障財源化分）の振り分けを行ったものです。

※千円単位の端数調整の都合上決算額と数値が異なる場合があります。